

# 町内にアパート等を所有する方に対し 改修工事費の一部を補助します。

厚真町内の次の対象区域に民間アパートを所有する方（法人・個人）に対して、改修工事費の補助を行う期間限定事業です。（平成30年度）

厚真町内に賃貸共同住宅等を所有する者に対して町の予算の範囲内で補助措置を講ずることにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅等の居住性、住環境の向上を促進し、町外からの転入者の増加に資する等、移住・定住化の促進を図ることを目的とします。町内で既に賃貸契約を締結して賃貸しているアパート等を改修する際に、厚真町から改修工事費の補助を行います。

- **補助額**

1戸当り最大15万円（1戸当りの改修工事費が15万円未満の場合は、その額）

但し、1申請当たり上限金額は90万円です。

## 厚真町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業

### 1. 募集期間等について

- 補助金の交付申請

募集受付期間：平成31年3月29日（金）まで

但し、予算状況により早期に締切ることがあります。

また、「5手続きの流れ」に記載のとおりとなりますので申し込みに当たりご確認ください。

### 2. 対象住宅：次の要件を全て満たしている住宅

賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした既存の戸建2戸以上又は1棟あたり2戸以上の共同住宅又は長屋。

### 3. 対象工事

次に該当するいずれかに該当する改修工事等が対象工事となります。

- ① 防犯対策改修工事（防犯対応玄関ドア、オートロック、モニターホン、防犯フィルム等）

- ② 省エネ改修工事（窓・玄関ドア、外壁・小屋裏・床等の断熱改修等）
- ③ 住環境向上改修工事（浴室、便所、台所等の器具交換、手摺設置等）
- ④ 外装等の大規模な修繕・模様替え等（屋根、壁、基礎等の大規模修繕・模様替え等）

#### 4. 対象者

次の要件を全て満たす方が対象者となります。

- ① 町内に民間賃貸共同住宅等を所有する個人又は法人
- ② 町税を滞納していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でない者
- ④ 国、道及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者

#### 5. 手続きの流れ

- ① 改修工事の着手前に必要な書類を添付の上、交付申請を行なってください。  
（工事着手は、補助金等の交付の決定後となります。）
- ② 改修工事完了後は、完了届の提出→町の検査→実績報告書の提出を行なってください。
- ④ 実績報告書の審査後、補助金の請求書をご提出ください。

（ここまでの手続きを平成31年3月29日までに終わらせていなければなりません。また、対象工事の領収書発行日付も平成31年3月29日以前でなければなりません）

#### 6. 交付申請に必要な書類

交付申請書に下記書類を添付してください。

- ① 工事見積書の写し
- ② 改修前・改修後の比較が出来る図面、仕上表等
- ③ その他、町長が必要と認める図書

#### 7. 実績報告に必要な書類

実績報告書に下記書類を添付してください。

- ① 改修工事費の支払い領収書の写し。（原本提示）
- ② その他町長が指定する書類

## 8. お申し込み・お問い合わせ

---

厚真町役場建設課 建築住宅グループ

〒 059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

電話 0145-27-2325 (直通) 0145-27-2328(FAX)